

⑦就職差別事件

滋賀県では、公正採用を指導する側であるK市嘱託職員が求職者の募集に関わって、同和地区出身者でないことを確認するという差別発言事件が起こっている。二〇〇九年六月三〇日、A相談員が、かねてからもちかけていた「知り合いが五〇代で事務員を募集している」件で、B相談員に「誰かいる？」と問いかけ、「〇〇(地区名)に知り合いがいるので、聞いておく」と答えたB相談員にたいして、「(同和)地区の人やないやろな」と尋ねたというもの。この事件に関わって、A相談員および関係者にたいして当該K市は粘り強い調査をおこない、事件の集約会議などを経て、二〇一一年一月二日にK市内ホールで、関係行政・企業など二五〇名が参加して「相談員差別発言事件を考える学習会」が開催された。

また、経済不況のもとで、雇用差別につながる公正採用選考での違反事例が急増している。

新潟県では、県内の高校三年生の就職試験にあたり、露骨な「統一応募用紙」趣旨違反、「職業安定法」違反事件が発覚している。二〇一〇年秋の就職試験では、面接試験当日の夜に生徒宅を家庭訪問して家族構成などを調べた金融機関があることが上越地方で判明。面接時に違反質問や威圧的発言を浴びせて生徒を何人も泣かせた新潟市内の株式会社の存在も判明している。これは新潟県同和教育研究協議会(県同教)の進路保障部会が一九九六年度から毎年実施している「新規高卒者採用選考にかかわる実態調査」をとおり、発覚したもの。

調査結果をふまえ、新潟県人権・同和センターは、公正採用の徹底、進路保障の徹底を求めて関係行政機関に要請書を提出し、二〇一二年二月二日に新潟労働局と、三月一六日には新潟市教育委員会、新潟県教育委員会と交渉した。金融機関A社の家庭訪問(身元調査)事件については、交渉で、新潟労働局の職業安定課長(昨年の上越公共職業安定所長)は昨年の指導状況などを報告。▽A社は内定前の家庭訪問などは否定したが、内定後の家庭訪問は以前からしていた▽二〇〇六年には妙高公共職業安定所(当時)が、A社による内定通知後の家庭訪問や面接時の「統一応募用紙」以外の書類提出を容認する回答をA社にしており、この対応は間違っていた。家庭訪問は内定後でも身元調査そのもの、「統一応募用紙」以外の書類提出も認められない▽指導し、今後はしないとA社が文書回答、などとした。

株式会社B社の威圧的面接事件では、労働局は▽受験者を特定させない配慮のなか具体的に指摘できず、B社は事件を否定した。しかし翌二〇一一年度の受験者も同様の報告をしており、面接内容に問題があると考えざるをえない▽自己点検資料を示して再点検を求め、確実なとりくみを求めた。次年度は採用選考開始前に個別指導する、などと語った。